

特 記 仕 様 書

工 事 名 : 令和 8 年度 東海自然歩道整備工事  
工事場所 : 曾爾村太良 路  
工 期 : 令和 8 年契約日翌日～9 月 1 8 日

第1条 本工事の施工にあたっては「土木工事共通仕様書（案）〔令和8年4月〕（以下「共通仕様書」という。）、土木工事施工管理基準及び規格値（案）〔令和8年4月〕、土木請負工事必携〔令和8年4月〕（奈良県 県土マネジメント部）」によるものとする。

第2条 受注者は、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手を「県内に主たる営業所」を有するもの（以下「県内業者」という）の中から選定するように努めること。

1. 受注者は、技術管理課ホームページからダウンロードできる「スライド条項の適用にともなう状況確認調書 兼 下請契約における県内業者の活用状況確認調書」（以下、「調書」という。）を作成し、監督職員に提出（報告）するものとする。調書の提出時期は以下とする。

- ① 工事着手前【当初】
- ② 内容に変更・追加が生じた場合、その都度【変更】
- ③ 最終の変更契約締結後、完成通知前【完成】

2. 調書の提出が必要な工事は、工種毎に金額が以下に示す工事とする。

- 土木一式　：当初設計金額 3.　4 千万円以上
- 舗　　装　：当初設計金額 1.　1 千万円以上
- 鋼橋（上部工）、PC橋（上部工）、水門、交通安全施設、塗装、さく井  
：当初設計金額 2.　3 千万円以上
- 造園、電気設備、機械設備、通信設備、上下水道設備  
：当初設計金額 5.　7 千万円以上

ただし、上記の金額未達の工事であっても、スライド条項の適用にともなう契約金額の変更を行った工事は、受注者と協議を行い、対応可能な段階から調書を提出することとする。

3. なお、調書を提出する工事は、土木請負工事必携〔奈良県県土マネジメント部〕の「30. 県内業者・県内産建設資材の活用について」で定める、県内下請業者と契約しない理由書（様式3）の提出は求めないこととする。

第3条 共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

#### 1 建設副産物

本工事の施工により発生する建設副産物の受入場所（施設）については、下記のとおりとする。ただし、受注者の責によるものでないやむを得ない理由により、受入施設の変更を行う場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

受注者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の（１）～（５）である。

（１）受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合

（２）受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合

（３）発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難となった場合

（４）受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合

（５）受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合

なお、受注者の都合による受入場所（施設）の変更は、監督職員と協議の上、公的な受入施設、または奈良県県土マネジメント部が産業廃棄物処理業者及び建設発生土受入業者として登録している県内の民間受入施設に限って認めるものとし、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

| 建設副産物       | 受入場所（施設）                     | 片道運搬距離 | 受入時間       | その他 |
|-------------|------------------------------|--------|------------|-----|
| コンクリート<br>殻 | (株)山田土木<br>宇陀郡御杖村土屋原<br>38-1 | 9.2km  | 8:00～17:00 |     |

#### 2 標示板の設置

受注者は、道路工事でない場合においても土木請負工事必携〔令和８年４月〕「11.道路工事現場における標示施設等の設置基準」に準じ、県民にわかりやすい標示板を設置するものとする。

標示板に記載する工事種別及び工事内容は以下のとおりとする。

工事種別：東海自然歩道整備工事

工事内容：曾爾高原の歩道整備工事をしています

#### 3 法令遵守

（１）特記すべき地域事項の概況

■自然公園法

### 室生赤目青山国定公園 第1種特別地域

本工事の現場は、室生赤目青山国定公園の第一種特別保護地域内に位置している。  
自然公園法を遵守し、歩道以外への建設機械等の立ち入り等により、工事箇所周辺の土地の形状を変えたり、植物等を損傷したりしないこと。

#### (2) 遵守事項

- 工事に係る仮設については次の点に留意するとともに、その施工方法については事前に監督職員等と協議し承諾を受ける。
- 廃材処理及び暖をとるためのたき火等は禁止とする。やむを得ず暖をとる必要があるときは、直火以外の方法で周囲の環境に影響を及ぼさないように行う。
- 現場内は禁煙とする。
- 常に、資材及び作業機械・工具の整理整頓に努めるとともに、ゴミの管理は徹底する。
- 利用者の集中する時期における施工については、利用者の動向に配慮し、利用者への支障を最小限とした施工計画のもとに実施する。
- 現場代理人は当該主旨を十分理解したうえで、工事に携わる全ての作業員に指導を徹底する。
- (1)の法令による制限事項等がある場合は、法令の規定の遵守方法について監督職員等に指示を受ける。
- 希少野生動植物の生息が認められた場合には、直ちに監督職員等と協議し、その個体及び生育環境の保全のための適切な措置を講じる。

#### (3) 一般施工

- 本工事の着工にあたり、既設物、地盤高等の確認のため現況測量を行い、その結果を監督職員等に報告する。
- 設計図書に疑義が生じた場合又は、明示のない場合は、書面をもって通知し、監督職員等と協議(監督職員等の指示により設計部門と直接協議する場合を含む。)のうえ、内容を確定する。
- 施工上の納まり又は取り合い関係で、寸法、取り付け位置等についての軽微な変更及び測量誤差に起因する地盤高等の軽微な変更を行う際は、監督職員等と協議する。協議の結果は、記録し、監督職員等に提出する。なお、これらは、原則として現場処理とする。
- 仕様書及び本図書に記載がなくとも、本工事を遂行するうえで当然必要な施工上の事項については請負者の負担にて処理する。
- 工事範囲内の占用物件等については、埋設状況等を把握し、これに損傷を与えないように十分に注意して施工する。
- 本設計図書に記載のない既設物の解体・撤去の際は、写真撮影を行い形状寸法・数量を監督職員等に報告し承諾を得てから解体・撤去を行う。
- 本工事で生ずる発生材は、形状寸法・数量を監督職員等に報告し監督職員等の指示に

従って措置する。

■既存測量杭がある場合は、工事中必要に応じて引照点をとるなどして大切に扱う。

■資材置場、仮設事務所の設置に際しては、監督職員等の指示を受ける。

■周辺の環境及び自然環境等に影響を及ぼすおそれがある場合は、施工時期及び施工時間帯について監督職員等と協議のうえ、設定する。

■例年 9 月中旬以降は一般来訪者数が増加するため、現場作業は 9 月 11 日までに完了すること。

#### 4 保険の付保及び事故の補償

本工事において、受注者は法定外の労災保険\*に付さなければならない。また、保険契約締結後は契約書第 57 条に基づき、その証券等を発注者に提示し、工事打合簿を提出すること。

なお、法定外の労災保険にかかる保険料等の費用は現場管理費率の中に計上されている。  
※法定外の労災保険：従事する者の業務上の負傷等に対する補償のための保険で、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険

#### 5 週休 2 日工事の試行

本工事は、発注者指定型の週休 2 日試行工事である。

実施については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開している『奈良県県土マネジメント部「週休 2 日試行工事」実施要領』（令和 7 年 8 月 1 日）により行うものとする。

#### 6 現場環境改善

本工事は、現場環境の改善を図るため、熱中症対策・防寒対策を実施する対象工事である。

実施については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開している『現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領』（令和 7 年 8 月 1 日）により行うものとする。

#### 7 建設リサイクル法

（対象工事の事前説明）

受注予定者は、請負契約前（契約書提出時）に、建設リサイクル法第 12 条第 1 項に基づく書面を提出しなければならない。

書面の様式及び記入例については、下記ホームページを参照のこと。

（参考ホームページ URL : <https://www.pref.nara.jp/52881.htm>）

なお、本工事における[工作物の状況]および[搬出経路]は以下のとおりとする。

[工作物の状況]：築年数 該当無し

[通学路の有無]： 無